

霞ヶ関西小学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

川越市立霞ヶ関西小学校

目 次

- I 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 1 いじめ防止に対する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止
- 4 早期発見
- 5 いじめに対する措置
- 6 重大事態への対処
- 7 その他の留意事項
- II 関係機関との連携
- III いじめ防止年間計画（別紙）

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

いじめの防止等に関する基本理念

- (1) 全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童生徒において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている児童生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

- (1) 日常的にいじめ問題について触れ、児童に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
- (2) いじめ問題は、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめ問題のない学校づくりをすること。
- (4) いじめ問題が発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている児童を絶対に守り通すとともに、いじめている児童には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている児童生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（学校いじめ対策委員会等）をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめられている児童の中には、自分がいじめを受けているという自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校は、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童と教職員がいじめについての認識を共有する。

- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進によりお互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童生徒が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの児童生徒の個性等への理解を深め、児童生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通していじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的にアンケート調査（年2回）や定期的な教育相談（毎月）を実施する等により、児童及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 連絡帳や個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴

む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。
- ・学校いじめ対策委員会で協議し、関係児童から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・指導が困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている児童及びその保護者への支援

- ・いじめを受けている児童から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。
- ・いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

- (3) いじめをしている児童への指導及びその保護者への助言
- ・ いじめをしている児童から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
 - ・ いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ いじめをしている児童に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
 - ・ いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
 - ・ 誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (5) インターネット上のいじめへの対応
- ・ 計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
 - ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
 - ・ 必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
 - ・ ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
 - ・ インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
 - ・ パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見し

にくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた場合
- ・その他校長や教育委員会が認めるもの

- ・児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ・児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか対策委員会になるのかを確認する。

(3) 教育委員会は重大事態の調査において、どこが主体で行うかを判断する。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。

(4) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下、

「調査組織」という。)を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。

- ・調査組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
 - ・いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、事実関係の確認とともに、いじめをしている児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
 - ・いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
- (5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (6) 調査結果については、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。(学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・「校内いじめ対策委員会」の構成員については、各学校生徒指導部会等を中心に、必要に応じて、自治会長やPTA役員、学校評議員、スクー

ルソーシャルワーカー等を含むものとする。

※昨年度、各学校で組織した、「いじめ対策委員会」を活用する。

※日々のいじめ問題には、生徒指導部会等で対応し、重大事案の調査や児童のケアが必要な際に、自治会長やPTA役員を活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にする。

- ・「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
 - ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
 - ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。
- (2) 校内研修の充実
- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- (3) 校務の効率化
- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。
- (4) 学校評価と教員評価
- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
 - ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。
- (5) 地域や家庭との連携について
- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
 - ・学校に相談窓口を設置し、保護者に周知する。
 - ・家庭教育学級や3W（霞ヶ関西地区子ども安全連絡会議）等で情報モラルの啓発を行う。（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携）
 - ・「ストップいじめ」の配布による、いじめの未然防止の啓発を実施する。

II 関係機関との連携

いじめの状況に応じて、教育委員会が、関係機関との連携、調整を図り、関係機関からの出席を依頼するなど、ケース会議などを立ち上げ、方針や具体的な対応策について協議し、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
 - ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
 - ・学校協力者との連携
 - ・埼玉県警による非行防止教室、インターネットセキュリティ教室
 - ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
 - ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発
- (2) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携
- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携

Ⅲ いじめ防止年間計画（別紙参照）

